

仙台市環境基本計画改定に係る 中間案(素案)の概要 —説明用資料—

平成22年6月3日

仙台市環境審議会 起草委員

序章 計画の改定にあたって

— 杜の都の環境づくりの歴史、そして、これから —

第1章 計画の基本的事項

第2章 計画改定の背景と直面する課題

第3章 都市像

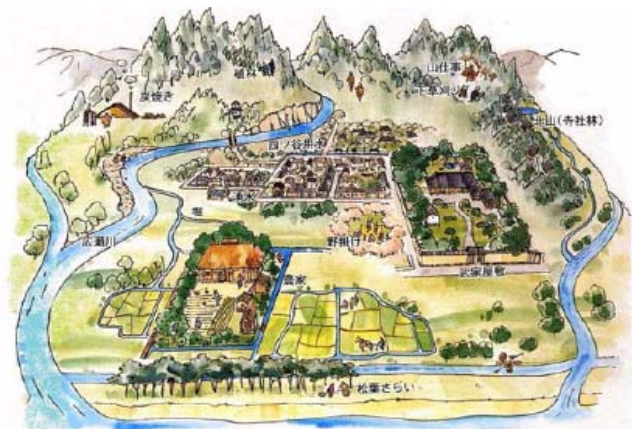
第4章 環境施策の展開の方向

第5章 環境配慮のための指針

第6章 計画の推進

序章 計画の改定にあたって

一杜の都の環境づくりの歴史、
そして、これから一



藩政時代の仙台



河川浄化運動(1960年代)



現在の仙台市

1 「杜の都・仙台」の成り立ち

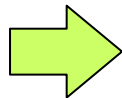
- 「杜の都」は、仙台の良好な環境を表す言葉として愛され、誇りを持って受け継がれてきた。
- 「杜」とは、自然の「森」と、人の手で維持されてきたものを表現する言葉。特に、仙台では藩政時代の寺社林と屋敷林の連なりを指すものとして使われてきた。
- 自然との共生・循環を大切にしてきた先人の気持ちと暮らしのシステムが、仙台の「杜の都」の素地をつくり上げてきた。

2 市民とともに作り上げてきた「杜の都・仙台」の環境

- 健康都市建設運動(S37~)、脱スパイクタイヤ運動など(S59~)の中で、市民と行政とが協力しながらまちづくりを進め、杜の都の環境づくりを進めてきた。
- よりよい環境づくりのために、協力して問題解決に挑む仙台の「市民力」は、現在の地域活動や市民活動の基盤ともなっている。

3 仙台市環境基本計画と環境政策の展開

- 1990年以降、総合的な環境行政が開始される中で、本市では、「仙台市環境基本条例」を制定(1996)し、「杜の都環境プラン」(仙台市環境基本計画)(1997)を策定、環境の保全と創造の取り組みを実施し、市の環境は概ね良好に保たれてきた。
- 一方で、未解決の課題も。また、計画策定から10年余りが経ち、計画を巡る状況にも変化。



現計画の「「杜」にまなび、「杜」といきる都」の理念や精神は継承しながら、「杜の都」の資産と市民の力を両輪に、新たな環境づくりを進めていくために計画を改定。

第1節 本計画の役割・性格

- (1) 環境に関する施策に対して基本的方向を示す
- (2) 都市づくり及び社会経済活動における環境との調和・調整を図る
- (3) 市・市民・事業者に環境に配慮した行動を促す
- (4) 「杜の都・仙台」のアイデンティティ(個性・らしさ)を未来へ継承する

第2節 計画の理念

仙台市環境基本条例（第3条）に基づき、以下のとおりとする。

- ・ 理念1 恵み豊かな環境の保全と創造および将来の世代への継承
- ・ 理念2 自然の生態系の均衡と尊重した自然との健全な共生
- ・ 理念3 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築
- ・ 理念4 あらゆる事業活動および日常生活における地球環境保全の推進

第3節 計画の対象とする環境の範囲

仙台市環境基本条例（第7条）に基づき、以下のとおりとする。

- ①生活環境 （人類の基本的な生存基盤としての環境）
- ②自然環境 （生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立つ環境）
- ③都市環境 （都市における生活や活動において求めるより質の高い環境）
- ④地球環境 （地球規模で保全すべき環境）

これらの環境を人間活動との「相互の関わり」を持つものとしてとらえ、社会・経済システム、都市空間や都市交通システム、都市における人間活動と環境との関わり of 様々な側面に留意するものとする。

第4節 計画の期間

2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）の10年間

計画期間の半ばに、毎年度の評価に加え、計画の中間評価を行う。

第2章 計画改定の背景と直面する課題

第1節 これまでの取り組みの評価

第2節 これからの環境の保全と創造のための新たな課題

第1節 これまでの取り組みの評価

1 計画策定当時の課題

◆都市化の進展に伴う大都市型環境問題の顕在化

- ・資源・エネルギーの大量消費や廃棄
- ・自動車環境負荷の増大
- ・ヒートアイランド
- ・水循環の不健全化 ……
- ・地球環境問題



◆杜の都環境プラン(1997年)

- ・「都市成長の適正な管理」を基本的な考え方として掲げ、4つの都市像のもと計画を推進
- ・新たな条例や計画の策定
- ・具体的な施策、事業の実施
- ・推進体制の構築

2 主な取り組みと成果

- ・都市成長の管理について、条例・計画等により推進、自然環境はおおむね良好に保つ
- ・大気質、水質などは継続的に改善、大都市中有数の良好な水準を保つ
- ・ごみ減量・リサイクルの取り組みの推進
- ・本市の事業者としての環境配慮の定着と費用の節減が進む
- ・市民、事業者の環境意識の高まりや環境配慮行動の定着

3 計画の評価(定量目標の達成状況)

定量目標		平成20年度現在の状況	状況	
1	雨水の地下浸透能力	2010年度(平成22年度)において、現在(1995年度、平成7年度)のレベルで維持	37.0mm/時<平成11年度>(H14調査) 50.8mm/時<平成5年度>(H10調査)	△
2	一人当たりの水道使用量	2010年度(平成22年度)において、現在(1995年度、平成7年度)レベルで維持	320ℓ/日<平成20年度> 376ℓ/日<平成7年度>	◎
3	一人当たりの二酸化炭素排出量	2010年度(平成22年度)において、1990年(平成2年)レベル以下に低減	7.00トン(CO ₂)/人(平成17年度) 6.34トン(CO ₂)/人(平成2年度)	△
4	一人当たりのごみの排出量	2010年度(平成22年度)において、1995年度(平成7年度)レベル以下に低減	1,036g/日<平成20年度>	◎
5	ごみの資源化率	2010年度(平成22年度)において、30%以上	29.0 %<平成20年度>	○
6	一人当たりの都市公園面積	2010年度(平成22年度)末において、20m ²	12.66m ² <平成20年度> 7.67m ² <平成7年度>	△
7	身近な生き物の認知度	2010年度(平成22年度)において、1994年度(平成6年度)より向上	454.9%<平成13年度> 488.8%<平成6年度>(9種合計900%中)	△
8	国の環境基準	すみやかに達成し、すでに達成しているものについては現状より悪化させない。二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動について、一部では達成していない。二酸化窒素については、目標を達成。	○
9	自動車からの窒素酸化物排出総量	2010年度(平成22年度)において、1990年(平成2年)レベルより20%以上削減	46.6%削減<平成19年度>	◎
1	低公害車・低公害型車両の公用車の割合	2010年度(平成22年度)末において、30%以上	42.6%<平成20年度末> 0.1%<平成7年度>	◎

平成20年度末時点で、◎:達成、○:概ね達成又は達成見込み、△:未達成

第2節 これからの環境の保全と創造のための新たな課題

第1項 人口減少時代の到来とまちづくりの新たな課題

・近づく人口減少の時代、少子高齢化
⇒「拡大」から「縮小」へと向かう構造的な変化

解決すべき都市経営の課題として、

・都市の外延化の抑制、都市機能の集約化
・地域コミュニティの維持
・地域社会や経済の活力の創出
・社会基盤のストック(資産等)管理 …

資源の縮小の中で
都市の発展を確保するためには、

●これからの都市経営は、



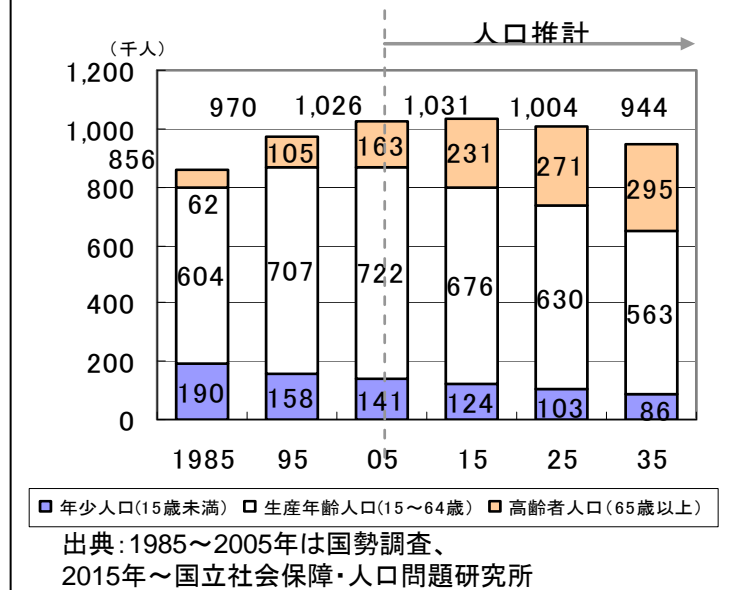
効率化や集約化に留意しながら、新たな価値の創造、ゆとりやうるおいなどから、都市の質を高め、魅力や競争力を向上させること が必要

●環境に関わる取り組みも、



様々な施策、事業や、環境資源を最大限に活用することにより、環境面からいかに都市の質を高めるかという視点 が必要

仙台市の人口と年齢別人口の推移



第2項 新たな環境課題への認識

1 人類共通の課題としての地球環境問題

(1) 地球温暖化の顕在化と、問われる私たちの社会のあり方

(2) 本市における温室効果ガス排出状況と課題

・都市構造や社会活動のシステムそのものの「低炭素化」へ

2 資源・廃棄物に関する課題

3 「人」と「自然」の共生関係に関する課題

4 より高い生活の質を支える環境づくりに関する課題

5 環境への社会的・経済的な関心の高まり

(1) 意識の向上と行動の広がり：地域社会全体の取り組みに向けて

(2) 環境と経済：共に向上し好循環する関係づくりに向けて

第3章 都市像

第1節 環境面から見た都市づくりの考え方

第2節 環境都市像

第3節 分野別の環境都市像

第4節 環境都市のデザイン

—持続可能な都市の「将来イメージ」—

第1節 環境面から見た都市づくりの考え方

環境政策が共通に踏まえるべき、4つの都市づくりの考え方（求められるもの）

「環境」と「社会」と
「経済」が統合した
持続可能な
都市づくり

- ・生態系への環境負荷のより少ない持続可能な都市づくり
- ・環境に配慮した取り組みが、地域・市民活動や経済活動の活性化を同時に促し、地域社会経済の持続的発展につながる

「環境への配慮」が
「高い生活の質」を
導く都市づくり

- ・市民が質の高い都市生活の文化を享受できる、質の高い環境
- ・環境負荷を低減しつつより快適で便利な、環境配慮と都市活動のバランスのとれた都市

「杜の都」の環境
特性とその恵みを
生かした都市づくり

- ・豊かな環境と人との関わりという「杜の都」に込められた意味を手本としながら、自然と人が調和・共生する都市
- ・「杜の都」を魅力的な環境との姿として発信

一人一人が
「環境市民」として
環境の保全と創造を
担う都市づくり

- ・市民、事業者、行政のそれぞれが、環境市民としての高い意識を持つ
- ・協働の精神に基づいた環境づくり

— 仙台市のめざすべき環境都市像 —
(次ページ)

第2節 環境都市像

【環境都市像の候補】

1. 「太陽の恵みの杜の都・仙台」で楽しむ環(わ)の暮らし、育む絆、つなげる未来
2. 「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台
一杜の恵みを未来につなぎ、「環(わ)」「輪(わ)」「和(わ)」の暮らしを楽しむまちへー
3. 「杜」と生き、杜の恵みを未来につなぐまち・仙台
4. 未来へつなぐ杜の都の「わ」の暮らし

※ 2 :メインとサブの構成としている。「メイン+サブ」又は「メイン」と使い分けることを想定している。

※ 4 :「わ」は、「環」「輪」「和」の3つの意味があるので、利用の際は注釈を付す。

注) 現在の環境都市像:「杜」にまなび「杜」といきる都」

第3節 分野別の環境都市像

「環境都市像」を具現化するため、4つの分野別の環境都市像を設定。
それらの、都市像の実現を目指していく。

環境都市像

「低炭素都市」仙台

—まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市—

「資源循環都市」仙台

—資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市—

「自然共生都市」仙台

—自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市—

「高環境質都市」仙台

—市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市—

「低炭素都市」 仙台

例えば・・・

- ◆ 街中の住宅やビルには、太陽光システムなどが設置され、省エネルギー性能の高い設備を備えた建物が立ち並んでいる。
- ◆ 自動車に過度に依存しない交通体系が構築されている。
- ◆ 次世代自動車の普及が進んでいる。
- ◆ 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定機能を発揮し、地域内で有効利用されている。



「資源循環都市」 仙台

例えば・・・

- ◆ 日常生活の中で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底されている
- ◆ 環境配慮商品やリサイクル品の利用が、生活の中に定着している。
- ◆ 事業活動の中で、ごみになるものは作らない、売らないという原則が常識になっている。
- ◆ 生ごみが、堆肥などに活用され、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。



「自然共生都市」 仙台

例えば・・・

- ◆ 山から海までの自然や生態系が保全されている。
- ◆ 人々は自然とのふれあいの機会が豊富にあり、自然への完成や生態系への認識が育まれている。
- ◆ 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。
- ◆ 森林や農地などの緑が守られている。
- ◆ 緑がバイオマス資源として持続的に有効利用されている。



「高環境質都市」 仙台

例えば・・・

- ◆ 様々な環境リスクを予防的に回避している
- ◆ 健康で安全・安心な暮らしの基盤が確保されている。
- ◆ 大気・水質などが現在より良好な水準を保っている。
- ◆ 市民が五感で、質の高い環境を感じている。
- ◆ 豊かな自然資源や歴史的文化的資産の美しい景観が、保全・再生されている。



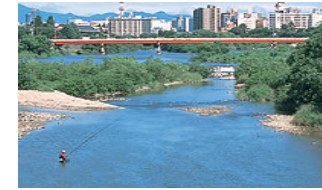
第4節 環境都市のデザインー持続可能な都市の「将来イメージ」ー

1 都市全体の将来イメージ

- ・ 原始的な森林などの豊かな生態系
- ・ 自然の恵みと機能にあふれる場



山地地域



- ・ 便利な公共交通が発達して商業や業務等の都市機能が集積
- ・ にぎわいがあり便利で快適な暮らしやすい環境



- ・ 二次林や農地等の里地里山が市街地を囲む
- ・ 人と自然とのふれあいの場



- ・ 食料生産や保水機能等を有する田畑の広がり
- ・ 原風景の残る田園地帯



海浜地域

- ・ 生物の多様性を支える長大な砂浜や干潟
- ・ 親しみのある水辺空間



2 地区別の将来イメージ

(1) 市街地の姿

- ・ 都市、拠点への都市機能の集約が進み、公共交通による移動が便利なエネルギー効率の高い都市構造になっている。
- ・ 都市全体に緑があふれ、うるおいとやすらぎをもたらしている。

(2) 郊外部※の姿

- ・ 豊かな自然環境が保全され、森林は二酸化炭素の吸収・固定機能を発揮。
- ・ 里地里山は適切な維持管理がなされている。
- ・ 人と自然がふれあう機会が充実している。

※山地地域、西部丘陵地・田園地域 東部田園地域、海浜地域

(3) 市街地と郊外部とのつながり

- ・ 自然環境の豊かな地域と市街地を及ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地への風之道により、ヒートアイランドが緩和されている。
- ・ 生態系のネットワークが形成され、生物多様性が確保されている。

3 社会・経済の将来イメージ

(1) 環境を重視した地域経済

- ・ 資源を大切に長く使い続けるようなあり方が定着している。
- ・ 環境への配慮が雇用の維持・創出につながる地域経済の仕組みがある。
- ・ 製造業などで、環境に配慮した製品開発が進んでいる。
- ・ 事業活動における環境経営が進み、地域への貢献活動も行われている。

(2) 環境の保全と創造を支える市民のつながり

- ・ 地域社会の中で、さまざまな立場の人が、さまざまな場面や形で、環境に関わる活動を担いながら都市活動が営まれている。
- ・ 人々のきずなやネットワークが環境活動の基盤となり、活動を支える人材の育成が進んでいる。

第4章 環境施策の展開の方向

第1節 低炭素都市づくり

第2節 資源循環都市づくり

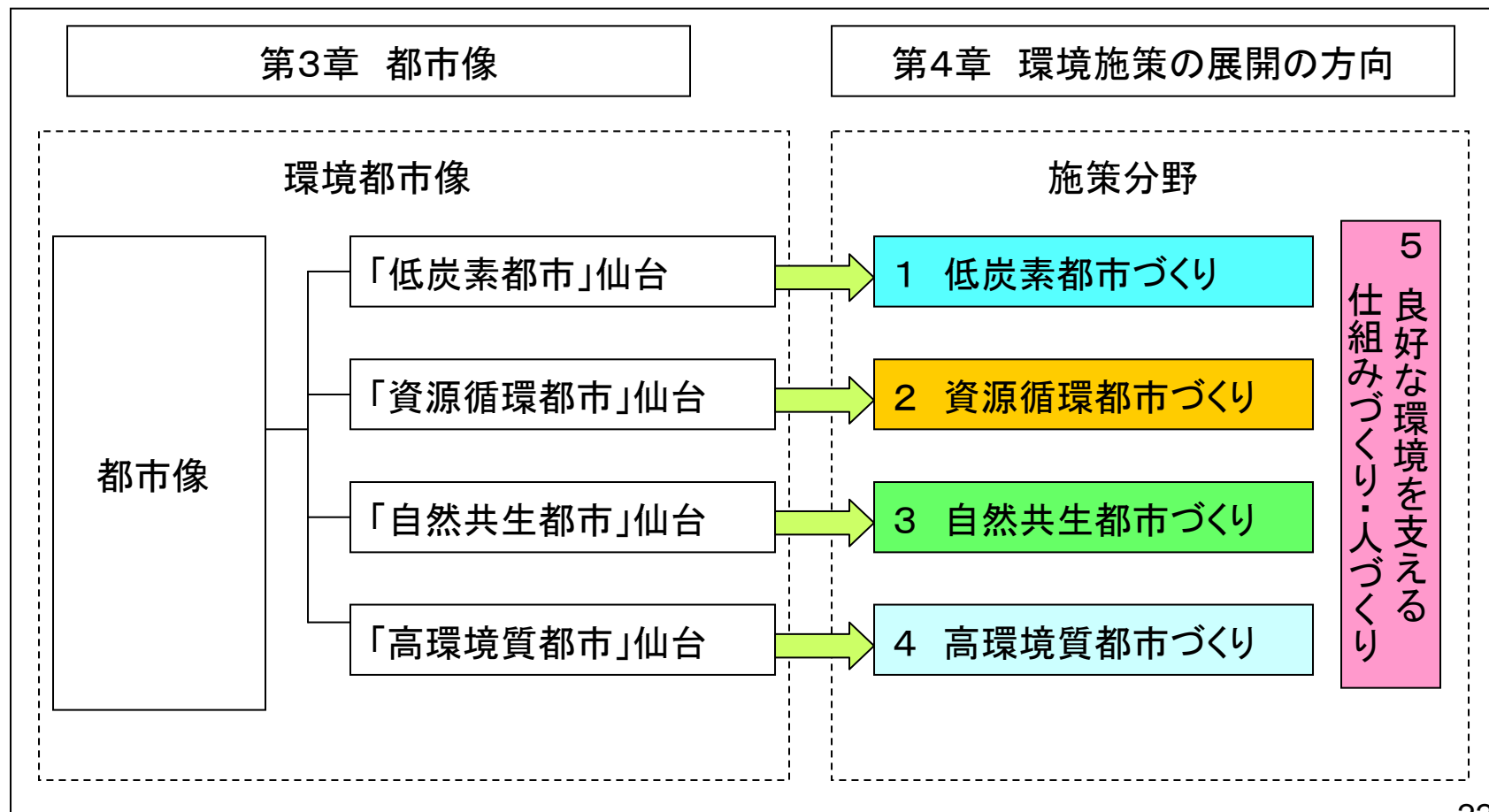
第3節 自然共生都市づくり

第4節 高環境質都市づくり

第5節 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり

「環境都市像」を実現するために、この計画において展開すべき環境施策の方向性を示している。

環境都市像と4つの分野別環境都市像を実現するために、それぞれに対応する施策分野と各施策分野に共通する施策分野を設定。

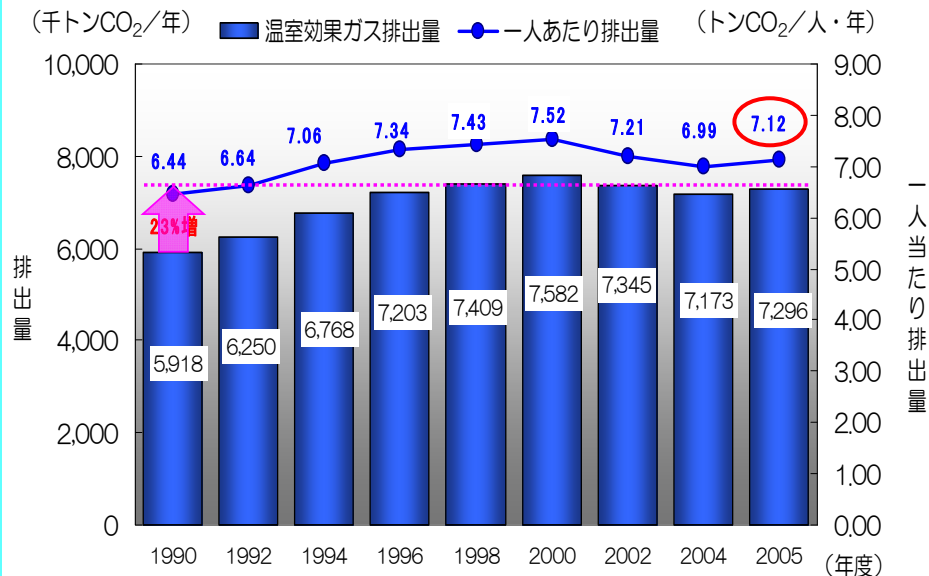


第1節 低炭素都市づくり

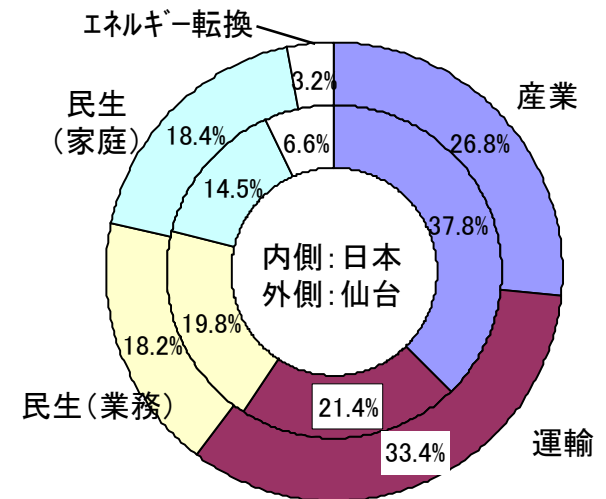
第1項 現状と課題

- ◆太陽光発電の導入、地球温暖化に関する普及啓発など、地球温暖化対策を実施。
- ◆温室効果ガス(GHG)排出量は近年横ばい傾向だが、1990年度(H2)比で23%の増加。
- ◆仙台市は、運輸部門、民生(家庭)の割合が、国と比較すると高いことが特徴。
- ◆エネルギー消費の抑制や効率的な利用とともに、都市構造や産業・経済も含めた社会全体をとらえた総合的な施策の展開が課題。

温室効果ガス排出量及び一人当たり排出量の推移



温室効果ガス部門別の内訳
国と仙台市の比較(2005年度比)



第2項 方向性

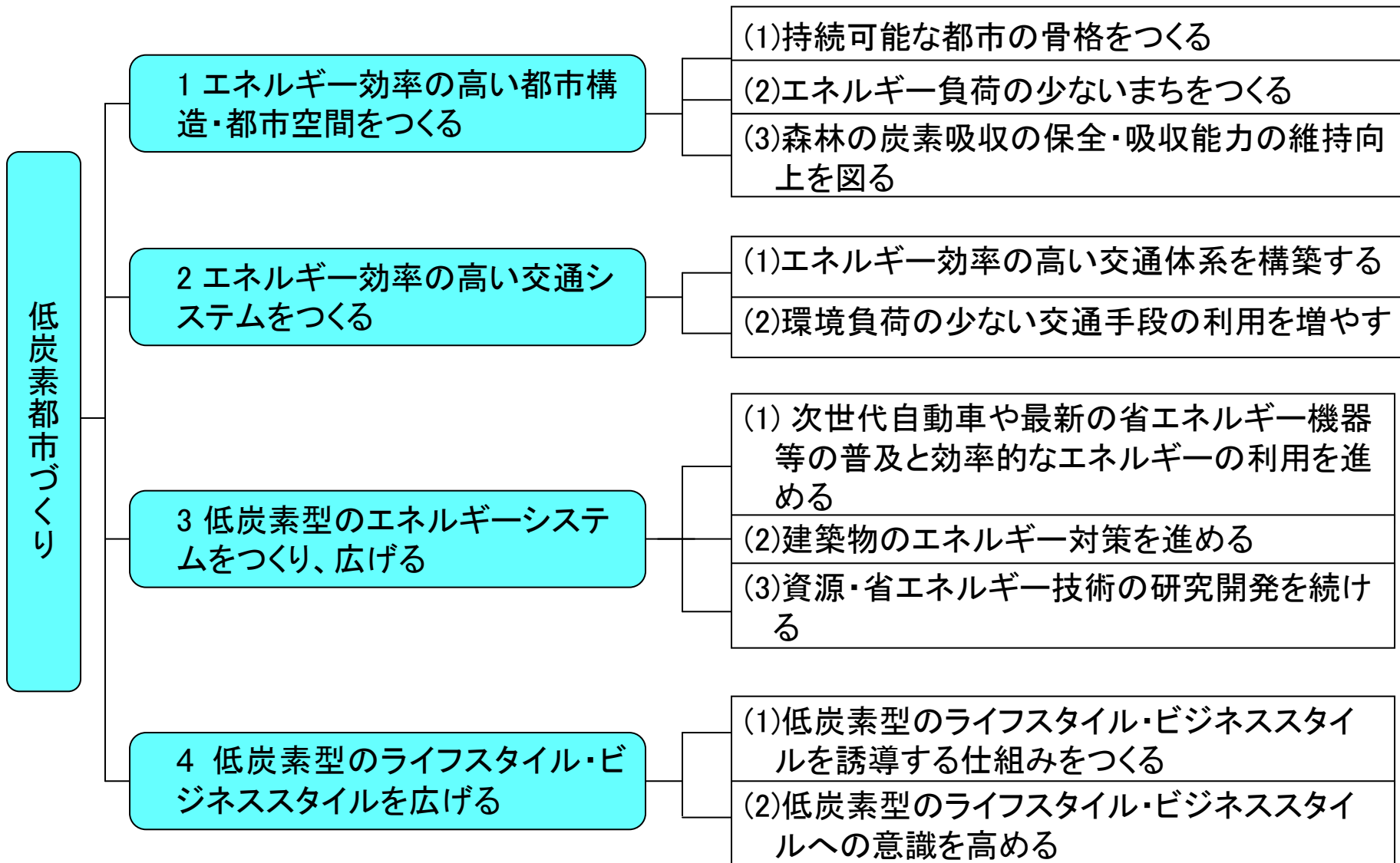
- 二酸化炭素排出の少ない、低炭素型の都市構造をつくる。
- 公共交通中心の交通体系の構築やエネルギー効率の高い交通手段の利用促進を図る。
- 建築物、設備、車などのエネルギー効率の向上や、日常生活や事業活動での再生可能エネルギーの利用を推進する。
- 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及と定着を図る。

第3項 目標(案)

- 2020年度(平成32年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を、2005年度(平成17年度)比で25%以上削減する

- ※ 最終的な目標値は、今後明らかとなる国の対策等を踏まえて精査を行った上で設定する必要がある。
- ※ 政府の掲げる2020年までに1990年比▲25%の削減(2005年比では▲30%に相当)の実施策のうち、未確定となっている国内対策分(真水分)の市域内の効果に加え、市独自の取り組みによる効果と合わせて目標を設定する必要がある。なお、国内対策分(真水分)については、1990年比▲15%の削減(2005年比では▲21%)に相当と想定している

第4項 施策体系



● 主な施策

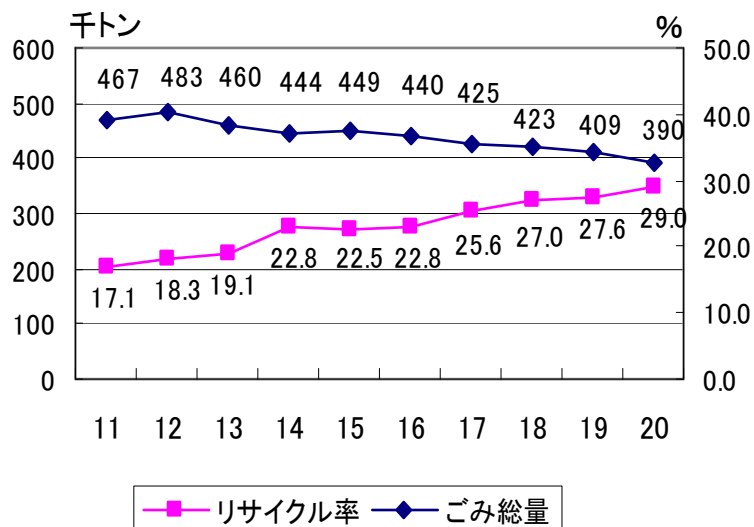
- 都心、拠点、鉄道駅周辺などへの様々な都市機能の集積
- 高効率なエネルギーシステムの導入促進(コージェネレーション、高効率地域冷暖房等)
- 市有林の適切な維持管理や民有林への支援など森林資源の有効利用
- 電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の普及
- パークアンドライドなど、都心に流入する車両から公共交通への乗換えなどの促進
- 駐輪場などの自転車利用環境の整備・コミュニティサイクルの導入
- 再生可能エネルギーを利用した製品や技術の公共施設等への積極的な導入
- 市民からの出資や寄付による再生可能エネルギーを利用した発電を推進
- 大学等と連携し、木質、農産物、食品廃棄物などのバイオマス資源や地熱などの未利用エネルギーの利用を検討
- 商品やサービスの、環境性能や二酸化炭素排出量の「見える化」の促進
- 事業者のマネジメントシステム導入や、エネルギー使用量報告制度などによる事業者の取り組みの促進
- カーボン・オフセットの啓発、公共事業での導入

第2節 資源循環都市づくり

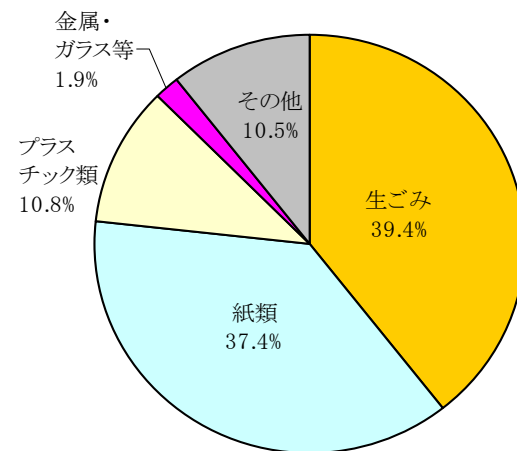
第1項 現状と課題

- ◆「100万人のごみ減量大作戦」を展開し、市民・事業者・地域と連携した取り組みを実施。
- ◆ごみ総排出量は1999年度(H11)比で16%の減量。
- ◆リサイクル率は1999年度(H11)比で11.9%の向上。
- ◆家庭ごみ、事業ゴミに混入しているリサイクル可能な資源(紙・生ごみ等)への対策が課題。
- ◆焼却由来二酸化炭素の排出や資源の消費や廃棄による環境負荷も含めた視点からもとらえなおし、対応することが必要。

ごみ総量とリサイクル率の推移



焼却される家庭ごみの内訳
(平成20年度 湿ベース)



第2項 方向性

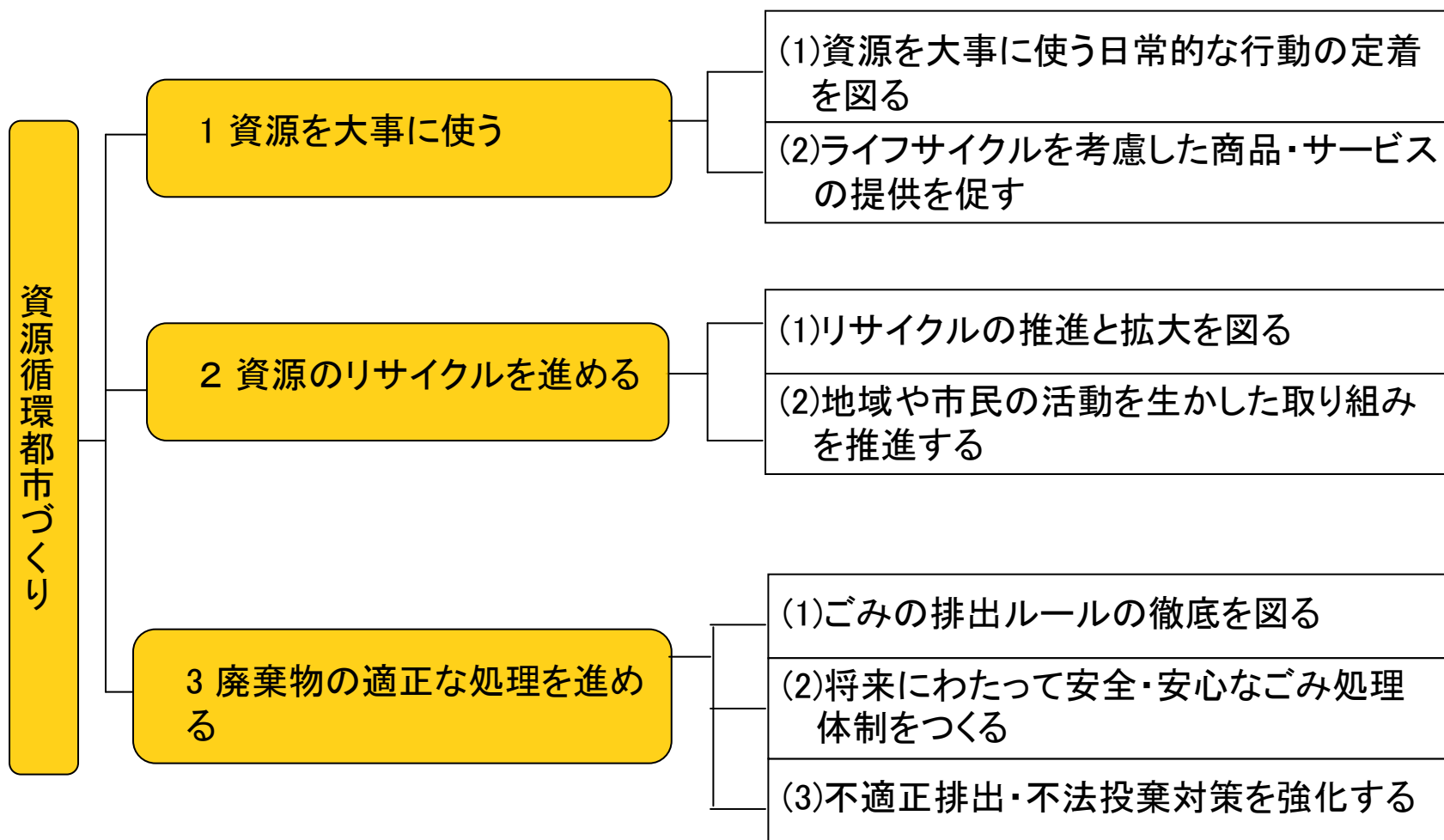
- 資源を有効に使い、なるべく廃棄物を出さない日常生活や事業生活への積極的な転換を図る。
- 排出された廃棄物は、可能な限りリサイクルを進めるとともに、地域内や広域での資源の循環利用を促進する。
- より適正で効率的なごみ処理体制や、将来にわたり安全・安心で持続可能なごみ処理体制の構築・確保を図る。

第3項 目標(案)

- 2020年度(平成32年度)におけるごみ(家庭ごみ、事業ごみの合計)の総量を、現状(2008年(平成20年):389,769t)よりも〇〇%(〇〇t)以上削減する
- 2020年度(平成32年度)におけるごみのリサイクル率について、現状(2008年度(平成20年度)29.0%)より向上させ、〇〇%とする

※ 上記の目標の詳細な値については、今後、「仙台市廃棄物対策審議会」での検討結果等を踏まえて設定する必要がある。

第4項 施策体系



● 主な施策

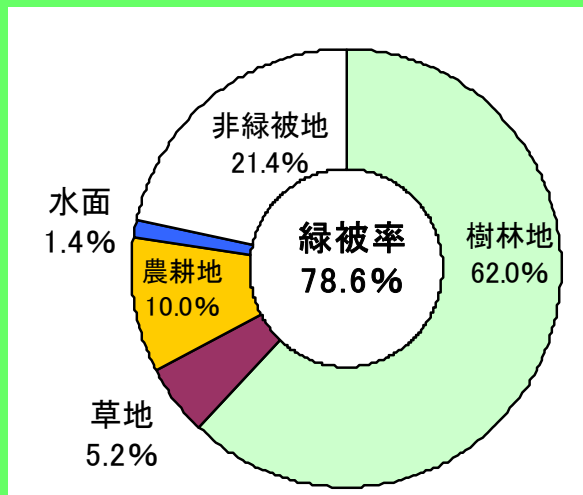
- 資源を大事に使う日常的行動の定着(リデュース、リユースの啓発)
- 製造者や販売者へ、ライフサイクルを考慮した商品・サービスの提供を促す
- バイオマス資源(生ごみや剪定枝等の緑化ごみなど)の有効利用の手法検討
- 再生可能な紙類などの資源物について、家庭ごみや事業ごみの分別促進
- ごみ減量とリサイクル推進活動を支える人材育成
- 既存施設(ごみ処理施設等)の長寿命化と延命化、またごみ焼却による余熱利用の向上などについて計画的に実施
- 関係機関と連携・協力し、不法投棄の未然防止、早期発見を図る

第3節 自然共生都市づくり

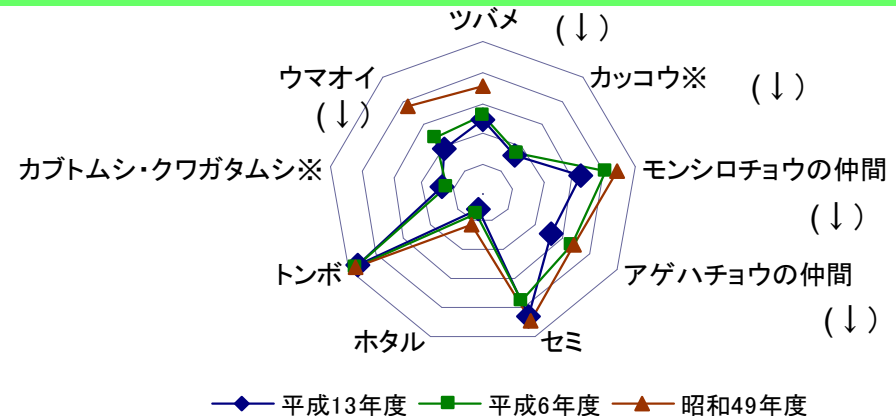
第1項 現状と課題

- ◆本市は市域全体の約8割を緑で覆われ、山地—丘陵地—市街地—農地—海岸という地形と、これらを結ぶように流れる河川があり、多様で多彩な自然環境を有する。
- ◆「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」などの法令の運用による自然環境の保全、「仙台市環境影響評価条例」や「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」による開発事業への環境配慮の調整・誘導が行われている。
- ◆森林資源が蓄積され、森林の更新が滞りつつある。
- ◆里地里山地域で、野生動物による農作物被害が増加。
- ◆人と自然との日常的なふれあいの機会が少なくなり、身近な自然への関心が低下。

全市域の緑被率(2004年度)



生き物認識度調査結果の推移(S49、H6、H13)



※H13調査で、H6より認識度が上がったものは(↑)、下がっているものは(↓)です。
※カッコウとカブトムシ・クワガタムシは、昭和49年度は調査をしていません。

第2項 方向性

- 法令等を通じた保全や、機能集約型都市づくりの観点からの適切な土地利用への積極的な誘導を通じて、自然の豊かな地域の保全を進める。
- 人と自然との適切な関わり合いやふれあいを促進する。
- 市域全体の緑をつなぐ市街地の緑化をすすめる。
- 生命を育む水環境の保全や健全な水循環の確保により、自然環境の保全と向上を図る。

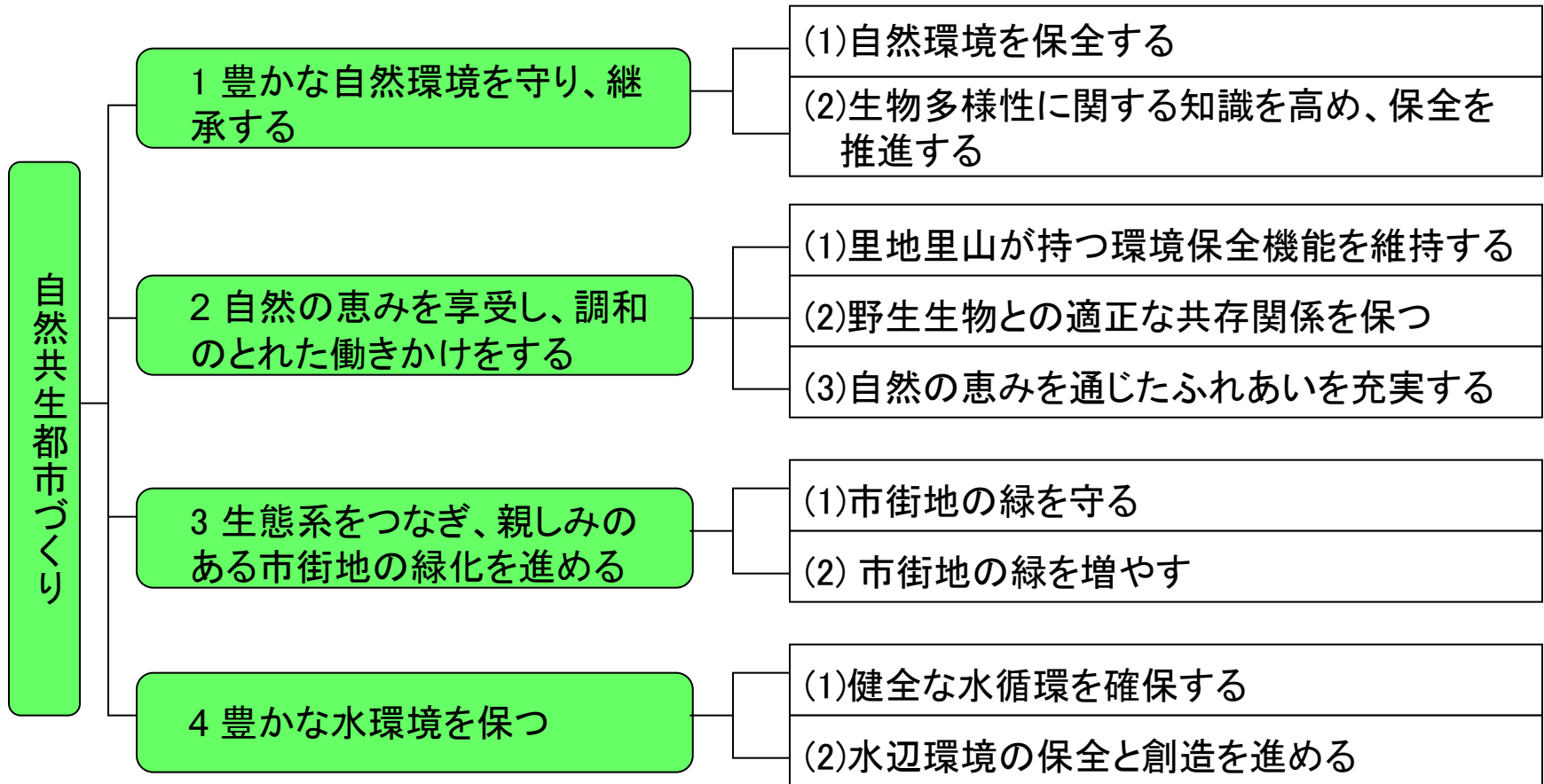
第3項 目標(案)

- 2020年度(平成32年度)における緑被率について、現在の水準(2004年度(平成16年度):78.6%)を維持する
- 生物の生息・生育状況の維持向上や、生物と市民とのふれあい状況の向上を図る
 - ・ 生息・生育状況に関しては、生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させる
 - ・ 生物と市民とのふれあい状況に関しては、身近な生き物の市民の認識度を、現在よりも向上させる

※ 第一項目については、今後、「杜の都の環境をつくる審議会」での検討経過等を踏まえて設定する必要がある。

※ 第二項目上段については、猛禽類の生息環境を適切に把握する手法を検討したうえで設定する必要がある。

第4項 施策体系



● 主な施策

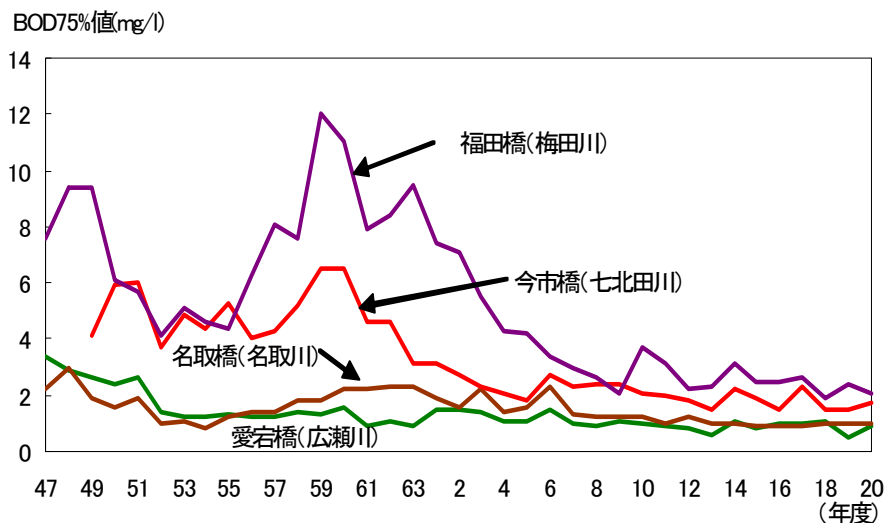
- 関係法令の厳正な運用による、豊かな自然環境の保全
- 蒲生干潟での自然再生など、貴重な生態系や自然環境の保全や再生
- 生物多様性地域戦略(仮称)策定について検討
- 建築物の木造化・木質化や、カーボン・ニュートラルな燃料である木質燃料の利用など、森林資源の利用を促進
- 耕作放棄地の利活用を検討
- 地域住民などと連携し、野生動物による農産物や人への被害防止対策の推進
- 森林、農地、水辺などの自然資源を活用した、ふれあいの機会や場の充実
- 協定の締結、市民と協働した維持管理活動による市街地の緑の保全
- 学校や公共施設などを中心に、ビオトープ(生物の生息・生育空間)の整備の推進
- 地面の被覆状況の改善や水の地下浸透を進める設備の普及促進
- 地形・景観等の周辺環境との調和や生態系に配慮した形での河川整備

第4節 高環境質都市づくり

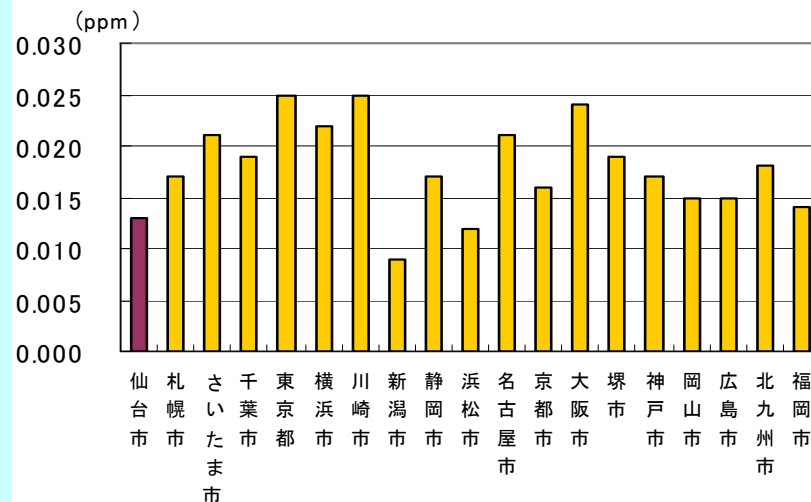
第1項 現状と課題

- ◆本市の大気・水質などの生活環境は、公害関連法令に基づく継続的な対策の実施や公害防止技術の向上、下水道等の整備の進捗などあって、おおむね良好な状態。
- ◆自動車による環境負荷は、低公害車の普及や自動車騒音対策などを進めてきた結果、窒素酸化物に関しては大都市の中ではトップレベルの良好な状態。
- ◆景観の美しさなどの心地よく快適な環境への期待が高くなっている。
- ◆市民の健康や安全・安心を支える環境の質を維持しながら、市民が五感で体感できる質の高さを向上させることにより、魅力にあふれたまちづくりを推進することが必要。

各河川におけるBODの経年変化



二酸化窒素濃度の大都市間比較(2007年度)



第2項 方向性

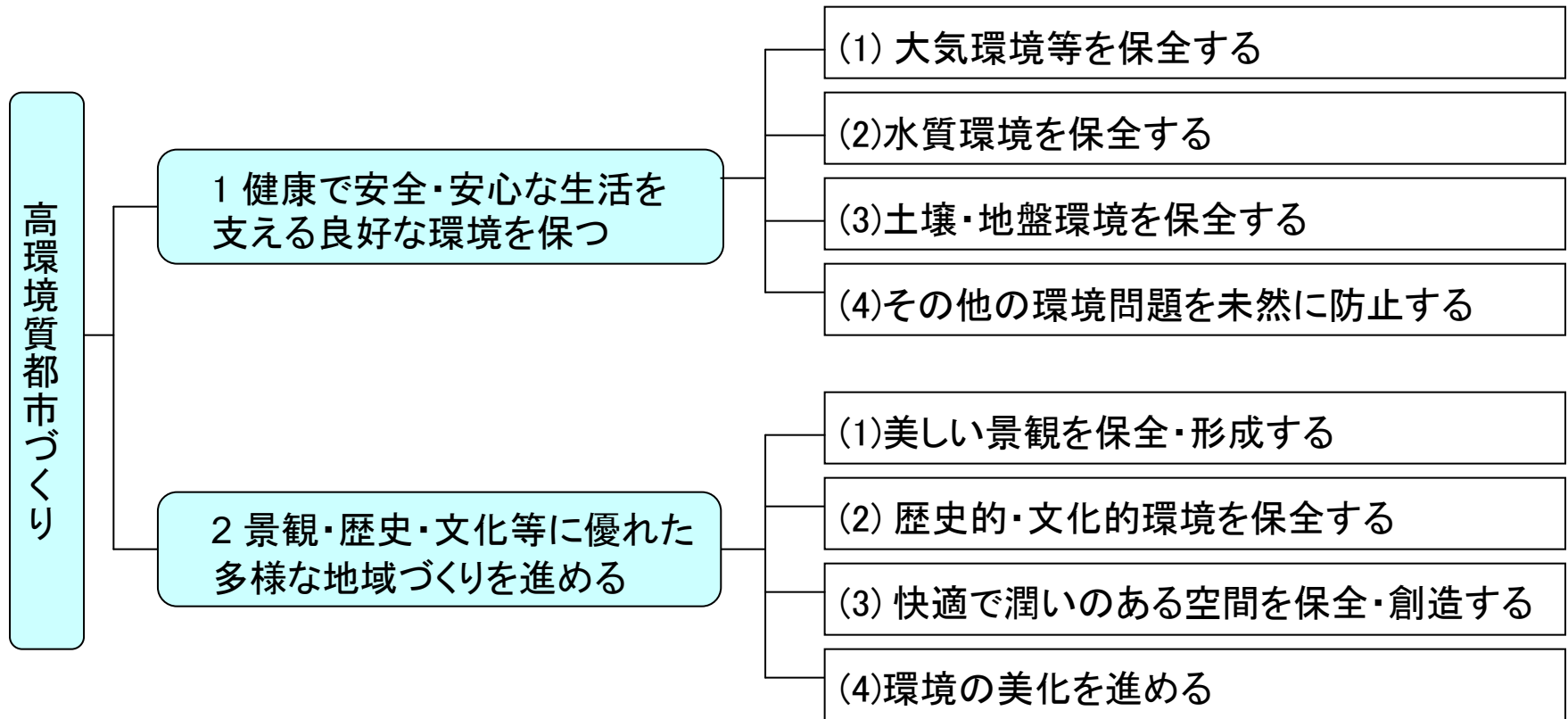
- 市民の健康で、安全な生活を支える良好な生活環境を確保する。(大気・水質・土壌・地盤などの環境保全対策、自動車環境負荷低減対策、化学物質の移動や排水の把握や低減対策)
- 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進め、都市の魅力を増し、賑わいや活力の創出にもつなげていく。

第3項 目標(案)

- 大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素(NO_2)についてはゾーン下限値)について、非達成の場合には速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持する
- 2020年度(平成32年度)における、市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を、現在よりも向上させる

※ 第二項目については、過去に実施してきた比較可能な設問により継続的に把握する必要がある。

第4項 施策体系



● 主な施策

- 低公害車の普及、エコドライブ等による自動車環境負荷低減対策
- 光化学オキシダントについて、国等と連携しながら出現メカニズムを把握
- PM_{2.5}についての、発生メカニズムの究明と削減対策の充実
- 土壌の地歴情報の収集と事業者等への適切な情報の提供

- 美しい都市景観の保全と形成、歴史的・文化的価値のある資源の活用
- 四ツ谷用水の再生の検討など、市民の憩いの場となる水辺環境の整備
- 農地や水辺を含めた農村空間の生態系や景観に配慮した整備と保全の推進
- 市民との連携による清掃活動など、ごみの散乱のない快適なまちづくり

第5節 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり

第1項 現状と課題

- ◆地球温暖化防止やごみ減量などへの情報提供や意識啓発を実施してきた。
- ◆学校における取り組みやNPO等における環境活動などが活発に行われている。
- ◆市民・事業者の環境意識の向上や環境配慮行動での浸透が見られる。
- ◆地球温暖化をはじめとする今日の環境問題の解決のためには、一人一人の環境意識や環境配慮行動に頼るだけでなく、社会・経済システムの中に環境配慮の視点をしっかりと組み込んでいくことが必要。

杜の都の市民環境教育・学習推進会議 (FEEL Sendai) の協働事業



NPO、学生、市民、事業者が連携して、来場者が楽しく環境への理解を深められるイベントを企画運営
(環境フォーラムせんだい)



家庭での環境に配慮した暮らし方を自己チェック
(せんだいエコ・チャレンジ)

学校における環境教育・学習の取り組み 「学校版ISO 杜の都のエコ・スクール」



市内小中学校で取り組んでいる環境負荷低減活動について発表
(子供環境実践発表会)



エコ・スクールの取り組み事例
緑のカーテンづくり
(仙台市立北六番丁小学校)

第2項 方向性

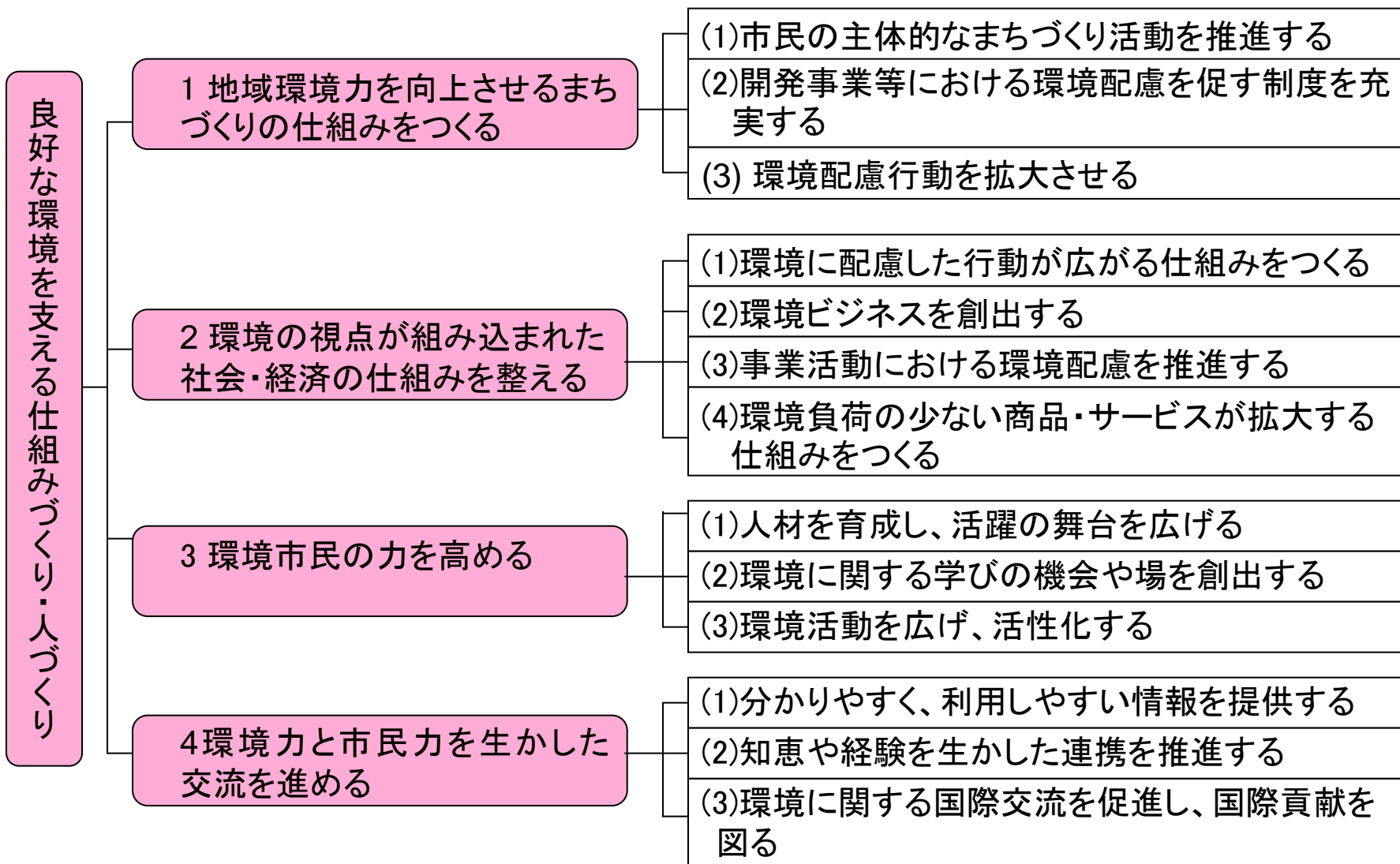
- 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる。（まちづくり活動の推進、開発事業における環境配慮の制度、環境配慮行動の拡大）
- 社会・経済の制度や仕組みを、環境配慮の視点を十分に組み込む形に見直す。
- 環境教育・学習の広がりと充実を図り、市民協働の力で推進していく。
- 国内外の地域や都市などと連携し、広い視野で持続可能な社会づくりを行う。

第3項 目標(案)

- 2020年度(平成32年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を、現在よりも向上させる

※ 過去に実施してきた同様の設問により継続的に把握する必要がある。

第4項 施策体系



● 主な施策

- 開発事業等の計画立案時から、環境配慮を検討する制度の導入を検討
- 建築物の断熱性や省エネルギー性能などを評価し、格付けする制度の創設について検討
- 市民、事業者からの寄付金などにより、市民提案型の事業や新たな環境ビジネスへの支援などを行う基金設立の検討
- 環境配慮型の商品・サービスの促進、事業者に対する優遇制度等の検討
- カーボン・フットプリントの普及啓発など環境負荷の少ない製品等が選択される仕組みづくり
- 環境学習の指導者などの人材育成・スキルアップや活動の場の拡大を図る
- 小中学校等へ、ビオトープや太陽光発電システムの設置などを進める
- 「環境交流サロン」の学習拠点としての機能・役割の強化、交流の場としての機能の充実
- 環境情報に関わる効果的な広報活動と、情報に関する環境の整備
- 地元事業者や大学、行政と環境をテーマとした主体間連携を推進
- 「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」の活動の実施、環境国際交流の実施

第5章 環境配慮のための指針

第1節 主体別の環境配慮行動の指針

第2節 土地利用における環境配慮の指針

第3節 開発事業等における段階別の配慮の指針

第1節 主体別の環境配慮行動の指針

第1項 市民に期待される役割と行動の指針

- 普段から環境との関わりに問題意識を持ち、各自ができることを積極的に実践していくこと
- 日常生活の各場面で、より環境への負担が少ない行動を選択していくこと

（生活の様々な場面等で、期待される行動）略

第2項 事業者に期待される役割と行動の指針

- 原材料の調達や生産、流通、販売等の事業活動のあらゆる面で、環境負荷の低減に努めること
- 環境に配慮した経営に努め、環境保全活動への積極的な取り組みを実施し、それらを公表すること
- 市民、NPO、行政などと連携を深め、地域社会での環境保全活動に参加・協力すること

（事業活動の様々な場面等で期待される行動）略

第3項 民間団体等に期待される役割

- ライフスタイル・ビジネススタイルの変革への対応など、今後の環境施策を推進すること
- 民間レベルでの国際協力、地域でのきめ細かな活動などの先進的、先導的な取り組みの推進すること
- 市民や地域の活動を束ね、育てるなどのコーディネート機能の充実、企画立案や実施等の中核的なリーダーとしての役割を発揮すること

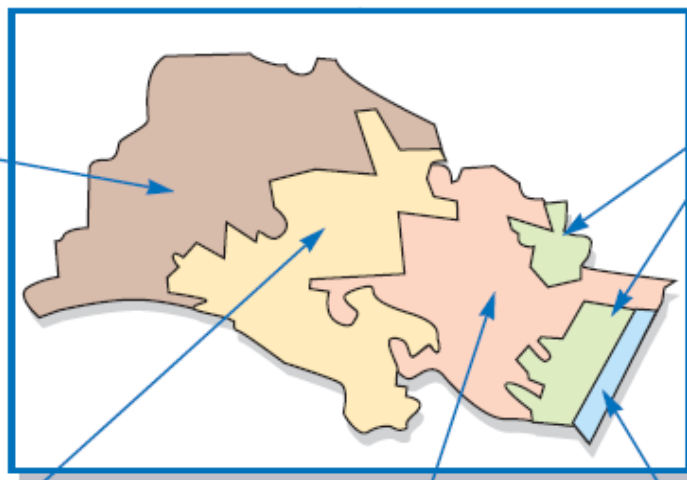
第2節 土地利用における環境配慮の指針

都市活動にとって最も基本的な資源である「土地の利用」について、環境への影響を最小限に抑えることが必要。

地域や自然特性、現在の土地利用状況を踏まえ「山地地域」「西部丘陵地・田園地域」「市街地地域」「東部田園地域」「海浜地域」の5つにわけ、それぞれの地域で配慮すべき基本的な指針を示す。

◆山地地域◆

- 原生的な森林や貴重な野生生物の環境を守る
- 二酸化炭素の吸収固定機能を持つ森林の保全
- 自然と人との触れ合いの場として活用



◆東部田園地域◆

- 農地のもつ環境保全機能を大切に、無秩序な市街地の拡大を抑制
- 有機性廃棄物の堆肥化をすすめ、地域内での循環を図る
- 市民農園等を活用した環境保全活動の創出を図る

◆西部丘陵地・田園地域◆

- 二酸化炭素の吸収・固定機能をもつ森林の保全
- 山地地域と市街地地域のバッファゾーン(緩衝帯)としての機能を重視し、その保全に努める
- 市民と自然のふれあい、環境保全活動の場としての地域づくりをすすめる

◆市街地地域◆

- 都市機能の集積、土地利用の高度化など、市街地を計画的に形成
- 効率的な資源・エネルギーの利用を積極的にすすめる
- 健全な水循環を確保し、緑化の推進やビオトープづくりをすすめる

◆海浜地域◆

- 海岸地域は生物の生息地であり、開発事業等は回避し、できるだけ自然環境を保全
- 海浜は自然環境とのふれあいの場として、環境保全活動等の創出を図る

第3節 開発事業等における段階別の配慮の指針

開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、以下により適切な段階での環境配慮を行うことを期待。

企画段階



- 環境影響の発生そのものの回避
- この段階からの配慮が重要



- 自然度の高い地域での事業回避（自然保護）
- 機能集約型の都市構造につながる立地場所の選定
- 高効率エネルギーの利用検討
- 早い段階からの事業内容の情報公開

計画段階



- 環境負荷が予測可能
- 環境低減の手段が明確化



- 建築物評価制度の活用
- 省エネルギー設備、再生可能エネルギーの導入
- 地域の自然的・歴史的な特性に応じた環境配慮、保全と創造
- 環境基準への配慮
- 具体的な計画や環境影響の大きさの積極的な情報公開

実施段階以降



- 工事段階の環境低減の徹底
- 環境削減行動の継続的運営



- 環境マネジメントシステム等による3Rの推進、エネルギー削減行動への取組
- 建築資材の有効活用と、地産地材の使用に努める
- 汚染物質の排出の抑制
- 工事内容、危機管理体制等の情報公開

第6章 計画の推進

第1節 市の率先行動のさらなる推進

第2節 実効性のある計画の進捗管理の推進

第3節 環境市民による環境活動推進母体の整備

第4節 近隣自治体等との連携と東北の中核都市としての役割の発揮

第1節 市の率先行動のさらなる推進

- ・ 低炭素都市づくりを市役所自身が推進し、地域をリードする視点から見直し
- ・ 最新の省エネルギー機器等の導入方針の確立と、それに基づく実践を推進
- ・ 市の新規事業等で適用する環境調整システムで、温室効果ガス削減を徹底
- ・ 各局・区等に低炭素都市づくり行動計画策定の義務付け

第2節 実効性のある計画の進捗管理の推進

- ◆ 計画の進捗管理体制づくりと市民の関与
 - ・ 仙台市環境審議会のほか、新たに市民・事業者などの関与する機会、最終的に市議会のチェックを経る仕組み。
- ◆ 計画推進のための市の組織体制：杜の都環境プラン推進本部会議のもとで推進
- ◆ 計画の中間評価の実施：10年の計画期間の半ばで中間評価を実施

第3節 環境市民による環境活動推進母体の整備

- ◆ 市民主体の推進組織づくり
 - ・ 市民、事業者、民間団体等による市民会議的な連携組織の設置を検討
- ◆ 市民の活動拠点の充実
 - ・ 「環境交流サロン」の連携・交流拠点としての、機能の強化を検討

第4節 近隣自治体等との連携と東北の中核都市としての役割の発揮

- ・ 各自治体と協調しながら、広域的な低炭素社会づくりへの取り組みを先導していく
- ・ 東北の中核都市としての本市の役割を認識し、積極的に行動する